

## 1. 議事日程

〔平成29年第2回安芸高田市議会6月定例会第19日目〕

平成29年 6月27日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第47号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第49号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第51号 安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例  
日程第5 議案第54号 工事請負契約の締結について（根野小学校既存校舎改修工事）  
日程第6 議案第55号 工事請負契約の締結について（甲立小学校既存校舎改修工事）  
日程第7 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について  
日程第8 閉会中の継続調査の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

## 4. 会議録署名議員

15番	金行哲昭	16番	青原敏治
-----	------	-----	------

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 浜田一義 副市長 竹本峰昭

教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	杉 安 明 彦
企 画 振 興 部 長	西 岡 保 典	市 民 部 長	広 瀬 信 之
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	可 愛 川 實 知 則	産 業 振 興 部 長	猪 掛 公 詩
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	青 山 勝	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	伊 藤 良 治
教 育 次 長	土 井 実 貴 男	消 防 長	山 平 修
会 計 管 理 者	兼 村 恵	八 千 代 支 所 長	佐 々 木 早 百 合
美 土 里 支 所 長	毛 利 幹 夫	高 宮 支 所 長	中 谷 文 彦
甲 田 支 所 長	小 玉 勝	向 原 支 所 長	新 谷 憲 三
総 務 課 長	高 藤 誠	財 政 課 長	河 本 圭 司
政 策 企 画 課 長	行 森 俊 荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	大 田 雄 司	事 務 局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	大 足 龍 利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
大田事務局長。
- 大田事務局長 おはようございます。  
諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、4件の報告がありました。  
第3点、監査委員より、平成29年5月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
次に本日の会議の運営について、議会運営委員会を開き、御協議をいたしておいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 おはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、6月23日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告をいたします。  
追加案件となる、議案第54号、第55号、及び発議第2号の取り扱いについて協議を行い、それぞれ提案理由説明の後、質疑・討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 先川議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において15番 金行哲昭君、及び16番 青原敏治君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第47号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第49号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第2、議案第47号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、及び日程第3、議案第49号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宋戸邦夫君。

○宋戸総務企画常任委員長 平成29年6月9日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案について、6月21日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第47号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、農地中間管理事業推進員を設置し、報酬額は他の特別職の条件等を参考として、月額17万8,000円に定めるものであります。

審査の中で委員より、「報酬額は、他の特別職を参考と説明があったが、何を参考にされているのか。また勤務時間は週何日で、何時間を想定されているのか。」との質疑があり、執行部より、「基本的には職員の勤務時間の4分の3で設定されている非常勤特別職で、同種の業務を行っていただくものを17万8,000円としており、それを適用している。」と答弁がありました。

また、委員より、「農地中間管理事業推進員設置要綱は、前年度の3月31日に公示され、今年度の4月1日から施行されている。法的根拠のない要綱に報酬額が示されていることや、今条例改正が出されたことについては、どうお考えか。」との質疑があり、執行部より、「本来であれば、3月定例会に条例・予算を提出し、議決をいただくべきであったと思うが、4月に入って設置の必要性が生じたため、支出の根拠を示すことから、まずは要綱を制定した。本条例に規定する、その他非常勤の職員を適用して要綱を制定し、予算も流用をかける形で対応していたが、地方自治法で非常勤特別職を設置する場合は、条例で定めることとなっているので、本定例会に議案を提出した。」と答弁がありました。

次に、議案第49号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、平成30年4月の開校が予定されております甲田小学校の開校準備に伴い、甲立基幹集落センターを本年8月末で廃止し、解体除去するため、施設名称を削除するものであります。

また、広島県では同一大字内の耕地と山間地に重複地番が多数存在するため、広島法務局が重複地番の解消作業を行っており、この重複地番の解消作業として、房後ふれあいセンターの所在地番257番地に1万を加算し、10257番地に変更するものであります。

議案について、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

- 先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して質疑はありますか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第47号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び議案第49号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 先川議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第51号 安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例

- 先川議長 日程第4、議案第51号「安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

- 秋田文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成29年6月9日付で、本委員会に付託されました議案第51号の1件について審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案につきまして、6月22日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第51号「安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例」は、山村振興法に基づき、昭和52年に建設された高宮高齢者生産活動センターについて、築40年を経過し、施設の老朽化が進んでいる現状であり、また現在施設を利用している2団体の移転先が定まったことから、この施設を廃止するものであります。

審査の過程において、委員より、「条例廃止後、当該施設は解体となるのか。」との質疑があり、執行部より、「当該施設は、平成29年度に

解体を計画している。敷地については、借地のため、解体後借地の返還となる。」との答弁がありました。

また、委員より、「神楽面製作グループはレインボーファームへ移転するとのことだが、地域振興事業団を主体として始まったジビエ加工施設との関連は。」との質疑があり、執行部より、「現在、レインボーファームは、1階をジビエの加工所として使用している。2階に神楽面の体験教室を行っていた部屋があるため、神楽面製作グループはこちらへ移転することになる。」との答弁がありました。

また、委員より、「当該施設と基幹集落センターとは防火壁で区切っている程度で、一体の施設であるが、解体となれば、基幹集落センターの設置管理条例等はどうなるのか。」との質疑があり、執行部より、「基幹集落センターは合併時に保健センターとして改築し、保健センターの設置管理条例に基づき管理していたが、平成27年3月末に吉田町へ保健センターが集約されたことに伴い、設置管理条例が廃止されている。」との答弁がありました。

以上の1議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第51号「安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第54号 工事請負契約の締結について（根野小学校既存校舎改修工事）

○先川議長 日程第5、議案第54号「工事請負契約の締結について（根野小学校既存校舎改修工事）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。  
議員の皆様方には、御多用のところ、御参集をいただき、ありがとう

ございます。

本日、追加議案とさせていただく2議案を提出させていただきます。  
どうかよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議案第54号「工事請負契約の締結について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、根野小学校既存校舎改修工事を、株式会社砂原組安芸高田営業所と、1億7,701万2,000円で、請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 それでは、議案第54号「工事請負契約の締結について」議案書にあわせてお配りしております説明資料に基づきまして、要点の説明を申し上げます。

説明資料の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

まず工事の目的でございますが、平成30年4月1日刈田小学校と根野小学校の学校統合に伴い、現根野小学校の校舎を新しく八千代小学校の統合校舎として使用するため、必要な改修工事を行うものでございます。

次に、本年5月1日現在の学級数と児童数でございますが、刈田小学校が7学級57名、根野小学校が7学級101名で、統合後は8学級158名規模の学校となります。

次に、工期についてでございますが、議決の翌日から平成30年1月31日まででございます。

次に、入札の経過でございますが、契約の方法は、事後審査型一般競争入札で、5月19日公告の後の入札日、開札日、落札決定の日、仮契約日につきましては記載のとおりでございます。

最後に、本工事の改修内容でございますが、洋式トイレへの改修と普通教室・特別支援教室へのエアコン設置、転落防止の手すりの設置、雨どいの改修、外壁の補修、玄関ドアの取りかえなどのほか、不足の特別支援教室2教室分を増築いたします。さらに、体育館についてもトイレの洋式化ほか、記載のとおり改修をすることとしております。

次に、議案をお願いいたします。

議案第54号「工事請負契約の締結について」でございます。

契約の目的は、根野小学校既存校舎改修工事、契約の方法は、事後審査型一般競争入札、契約の金額が1億7,701万2,000円、契約の相手方が、株式会社砂原組安芸高田営業所でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 この議案54号で、次に出てきます議案55号も若干入ると思いますが、まずもってこの工事にかかりますスケジュールでございます。

来年の1月31日までとなっておりますが、こうした中で、子どもたちも併設して学校、授業が並行して行われるという形になつておられると思いません。この辺の形で生徒たちに支障は起きてこないのか。

中でありますように、洋式トイレですね。そうした形、そして授業も改築ということで、その辺は夏休みにしっかりと工事をされていかれるのか。また冬休みも若干入ってくると思いますが、その辺のところを御説明願います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 ただいまの御質問の、いわゆる工事のスケジュールについてでございますが、まず根野小学校のほうでございます。

先ほども言いましたように、トイレの改修、それから根野小学校につきましては、特別支援教室の2教室の増築、それから体育館の改修もでございます。いずれにいたしましても、できる限り長期休業中、夏休みに内装工事のほうは済ますように計画をしておるところでございます。

具体的に申しますと、根野小学校につきましては、先ほど御指摘をいただきましたように、トイレの改修、それから建具の改修、それからエアコンの設置等々の内装改修にかかわる部分につきましては、夏休みを中心に済めてしまおうという計画でございます。

それから、外装の仕上げ、まあ改修ですね。屋根、外壁補修、まあ塗装であったり雨どいの改修であったり、外壁の改修、いわゆる外部改修につきましては、9月以降の計画としております。

それから、甲立の小学校の改修工事でございますが、工事の期間につきましては、根野小学校、甲立小学校とも1月31日までの工期と。

済みません、根野小学校の工事のスケジュールにつきましては、以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 説明いただきましたように、夏休暇を利用してということでございます。特にこのたびの雨季シーズン等ですね。これはまあ9月以降にということございました。

これから雨季も含めて、やはりそういう屋外の屋根とか、そういう工事等、しっかりとそうしたところをある程度計画いただいて、また子どもたちに影響がないように一つ工事のほうを進めていただきたいということで、質問を終わります。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)



○先川議長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第54号「工事請負契約の締結について（根野小学校既存校舎改修工事）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第55号 工事請負契約の締結について（甲立小学校既存校舎改修工事）

○先川議長 日程第6、議案第55号「工事請負契約の締結について（甲立小学校既存校舎改修工事）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第55号「工事請負契約の締結について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、甲立小学校既存校舎改修工事を、株式会社和田組と1億5,390万円で、請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 それでは、議案第55号「工事請負契約の締結について」要点の説明を申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず工事の目的でございますが、平成30年4月1日甲立小学校、小田小学校、そして小田東小学校の3校の学校統合に伴い、現甲立小学校の校舎を新しく甲田小学校の統合校舎として使用するため、必要な改修工事を行うものでございます。

次に、本年5月1日現在の学級数と児童数でございますが、甲立小学校が8学級92名、小田小学校が7学級48名、小田東小学校が8学級82名で、統合後は9学級222名規模の学校となります。

次に、工期についてでございますが、議決の翌日から平成30年1月31日まででございます。

次に、入札の経過でございますが、契約の方法は、事後審査型一般競争入札で、5月19日公告の後の入札日、開札日、落札決定の日、仮契約日につきましては記載のとおりでございます。

最後に本工事の改修内容でございますが、特別教室の一部を普通教室に改修するほか、洋式トイレへの改修と普通教室・特別支援教室へのエアコン設置、床の張りかえ、雨どいの改修、外壁の補修、建具の改修などを行うこととしております。

次に、議案をお願いいたします。

議案第55号「工事請負契約の締結について」でございます。

契約の目的は、甲立小学校既存校舎改修工事、契約の方法は、事後審査型一般競争入札、契約の金額は1億5,390万円、契約の相手方は、株式会社和田組でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第55号「工事請負契約の締結について（甲立小学校既存校舎改修工事）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○先川議長 日程第7、発議第2号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 発議第2号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」提案理由の説明をいたします。

本定例会、会期中の文教厚生常任委員会における陳情の審査案件につ

いて、6月22日に委員会を開き、審査した結果、採決いたしました。

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠ですが、教職員の7～8割が月の時間外労働が80時間となっていること、1割が精神疾患を罹患している可能性が高いことなどが明らかになり、教職員の長時間労働の是正が必要になっています。

また、義務教育費国庫負担制度の負担割合の縮小、独自財源での定数措置による地方自治体の財政の圧迫などから、国の施策として財源を保障し、子どもたちが豊かな学びを受けられるための条件整備は不可欠なものです。

この陳情の趣旨を踏まえ、計画的な教職員定数改善を推進すること、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること、を求める意見書を政府に対して提出するものでございます。

何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより発議第2号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

#### 日程第8 閉会中の継続調査の件について

○先川議長 日程第8「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。  
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。  
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
これにて平成29年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。



午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員